

おんが

異常気象下の稲作対策

(下)

病害虫防除と台風対策を中心に

発行所 遠賀町役場
 編集発行 遠賀町庶務課
 印刷所 印刷資会社
 冷牟田印刷資会社

異常気象下に於ける本年の稲作についてはすでに部落座談会等対策をお願ひしていますが、最近ウシカ(セジロウシカ)及びイモチ病の激発をみており、これら病害虫の防除をはじめ台風対策等今後の肥培管理について次のとおりお願いいたします。

一、病害虫防除について

四、**イモチ病** 中・山間地帯には葉イモチ病がすでに発生している。その後穂首イモチ(九月はじめ)枝梗イモチ病(九月中旬)と移行するので、葉イモチにはウシカ類の防除とかねS・B水銀剤、穂首・枝梗イモチには水銀剤の単用防除を原則とする

8月			9月			10月		
上	中	下	上	中	下	上	中	下
補促防除(秋ウシカ) BHC3%			↓必行防除 (ゴマハガレ) (PMI) 枝梗イモチ 水銀剤			↓必行防除 (穂首イモチ) (PMI) 水銀剤		
↓必行防除 (ウシカ類) (混合剤) またはS・B粉			↓必行防除 (メイ虫喰入虫) (水銀剤) バイジツト			↓必行防除 (メイ虫喰入虫) (混合剤) またはS・B粉		
↓必行防除 (青虫) ツトムシ			↓必行防除 (青虫) ツトムシ			↓必行防除 (青虫) ツトムシ		
↓必行防除 (青虫) ツトムシ			↓必行防除 (青虫) ツトムシ			↓必行防除 (青虫) ツトムシ		

(イ)夏ウシカ 発生は平年より一週間から十日おくれ、防除時期は八月十日前後、ツトムシと併用防除する、薬剤はBHC3% 又はS・B粉剤反当り三#散布。

(ロ)二化イモ虫 平年より十日遅れ、二世代発蛾最盛期は八月二十五日前後で噴入虫の防除はさらにこれより一週間後となる。

(ハ)モンガレ病 多発の傾向にあり発生早いものは八月十五日から二十日頃水銀剤の単用防除を行ない、八月二十五日前後Bジツト粉剤でモンガレ病と二化イモ虫の併用防除を行う(反当り

二、種肥の施用

種肥の使用は原則として出穂前二十五日(八月の盆前後)頃で、窒素、加里質肥料を使用する。施用量は稲の生育状況、元肥の施用量、水稲前作物、品種間の性質により加減するが、N・K二要素を例にして反当八〜十kg程度、または尿素の場合は反当り三〜四kgの外に加里肥料(塩加)三kgを施用する。

三、水のかげ引き

おそくとも八月十日頃までに干しを終らせ、盆前後より稲の水は必要になってくる。特に八月二十日頃より出穂期にかけては水の最も必要期となるので深

水にする。その後十月の中旬まで水は必要であるが気象条件及び土質等により落水期は調整する。

四、台風害の防止

台風には風台風と雨台風があり、九月以降は風台風でそれ以前は雨台風地的にはかなりの豪雨をもたらす。

今年には台風十五号の九州上陸を始め九月、十月の台風シーズンを控へ九州本土を襲う公算が大であるので十分な認識及び対策についてお願いいたします。

1 水稲の成育期と風害

風害は開花期が最も被害が著しく、稔実障害と籾の変色が起る。生育時期による被害の差は次のとおり(風速三〇〜三五m/sで五時間吹いた実験例)

時期別	減収量
穂揃20日前	15%
◇ 10日前	30%
穂揃 穂揃5日後	35%
◇ 10日後	40%
◇ 30日後	20%

2 籾の生育状態と風害

窒素質肥料を多用した水田や台風前に病害虫の被害を受けた水田では減収歩合が増加する。ま

た台風以前に曇雨天が続いた場合は晴天に経過した場合にくらべ減収歩合は大なる。

3 技術的対策

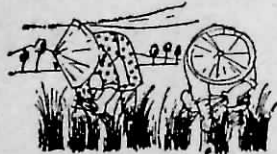
(イ)台風時には水田を落水状態にする。乾風の害を助長するので台風の手想されるときは深水量の増大が見込まれるときは速かに樋門を開くよう注意する。この場合、河口のイゼキについては潮の干満等十分考慮のこと。

(ロ)台風通過後は快晴となる場合が多く、暴風で傷んだ水稲は水分の蒸散が盛んになりやすいので、このため急激な乾燥を受け枯れたり、しおれたりすることがある。台風後、数日間は水を深目にする。

(ハ)倒伏した稲はできるだけ早く株を起すことが必要であるが、この際稈の座折、損傷を多くすることがあるので株起しは丁寧に行うこと。また倒伏して穂が地面について穂発芽がしやすくなるので、もし株起しの出来ないときは、水田を落水した後株の上に穂を持ち上げるようにし、穂の乾燥をはかる。

(ニ)台風は首イモチ枝梗イモチ、白葉枯病やウシカ類の発生を助長するので時期失することなく薬剤散布を行う。

(ホ)島津広渡の一部では高潮等による塩害が起り、もし生じた場合は速かに除塩溝の設定や、淡水のかげ流しをして除塩作業に努める。



農地報償給付金について

8月20日から請求受付

農地報償の経緯

農地報償法は、農地改革で農地を買収された者、またはその遺族、一般承継人に報償するため給付金を支給することを定めたものです。この給付金の支給は農地を買収された旧地主が、農地改革後の経済変動ともあいまつて改革後20年にもなろうとする今日まで持ち続けてきたいろいろな不満を最終的に解決するための方策として採られたものであります。

法律のあらまし

- 1 農地改革で農地を1畝以上買収された者、またはその遺族一般承継人に対して記名国債で給付金を支給する。
- 2 その給付金の額は買収された農地の面積と反当り単価を乗じて算出した額とする。
(最高一〇〇万円)
- (イ)畑の買収面積は実面積の6割に換算する。
(ロ)農地を買収されたが同時に農地の売渡や売払を受けた場合は、その売渡売払の面積を買収面積から差引いた
- 3 記名国債は10年償還無利子とし、国へ譲渡する場合等のほか原則として流通を禁止する。(1万円支給分は、5年償還)
- 4 給付金を受けようとする者は、昭和40年8月20日から昭和42年3月31日まで所定の請求書に所定の証拠書類を添えて住所地の市町村長に提出する。
- 5 市町村長は、請求書を買収を受けた者の本籍地知事に進達する。
- 6 知事の認定があった場合は

実買収の面積を買収面積とする。

(イ)計算後の買収面積の反未満の端数は切り捨てる。

(ロ)反当り単価は一反以上、一町までの分が2万円、一町以上二町までの分が1万円、二町以上三町までの分が6千円、三町以上の分は2千円とする。

(ハ)一反以上一反までの人の給付金の額は一律1万円とする。

最寄りの財務局から国債交付通知書が交付される。

7 請求者は、これをもって日銀の支店、代理店から国債を受領する。この国債で毎年6月15日に最寄りの郵便局から償還金を受領する。

請求人提出書類

- 1 請求書(市町村役場に備付の用紙に記入の上住所地の市町村長へ提出)
- 2 添付書類(次の書類のうち、請求者ごとに付した番号の書類)
 - 一、個人(請求人)
 - (イ)被買収者
 - ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
 - (ロ)遺族 (S40年3月13日以前に死亡した被買収者の配偶者、子、孫、父母)
 - ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
 - ⑳については死亡当時の分
 - 二、個人(請求人)
 - (イ)被買収者
 - ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
 - (ロ)遺族 (S40年3月13日以後死亡した被買収者又は遺族の相族人)
 - 1 被買収者(イ)の相続人(本人から2代目)
 - ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
 - 2 遺族(ロ)の相続人(本人から3代目)
 - ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

(に基づき農業委員会が発行)
②昭和40年4月1日現在の被買収者の本籍地証明書(法人にあつては、主たる事務所所在地証明書)

③被売渡農地調査結果通知書 (S21・12・29 / 27・10・20の間の住所地の農業委員会発行)

④同族会社であり、かつ使用従業員が20人(商業サービス業は5人)以下であることの証明書(40・4・1日現在) 公益法人、社会福祉法人、宗教法人、学校法人または医療法人でかつ40・4・1日現在で使用従業員が5人以下である証明書

⑤遺族または、相続人であることとを明らかにすることができ、戸籍謄本または抄本

⑥先順位者がないことの証明書(孫、父母が請求するときに限る)

⑦同順位の遺族の有無、その氏名、同意書

⑧一般承継人であることの証明書

⑨甲立書(事実上の婚姻関係者のみ)

⑩農地被買収者国庫債券印鑑等届出書

⑪法定代理権を証する書類(未成年が請求者であるときのみ)

注、給付金の支給は、これを

を受けようとする者の請求に基づいて行なわれます(法第3条第3項)

給付金の支給は(請求に基づいて)行なうということは、たとえ受給資格者であっても、その者から請求がない限り行なう必要がなく、しかも請求があった範囲内で支給は行なわれることになっていきます。

詳細については、役場の係(農業委員会)に御問合せ下さい。

外国人登録証明書

切替についてお知らせ

八月一日より外国人登録者の所持されている証明書(手帳)の切替期間に入りました。この切替は三年毎に行なわれますので外国人の方は手元の証明書をもう一度御覧になって切替の日迄に間違いないように役場に左記に書いてある書類を持って本人が出頭して下さい。

一、写真三枚

(従4cm、横3cmの正面脱帽の上半身を撮影したもので写真のうしろに写真をつつし)年月日

氏名を記入したもの)

十四才以下の方は写真はいりません

一、印鑑

一、登録証明書

(現在持っている⑦の証明書)

切替の申請期間は登録証明書の内容に「次回確認の年月日」と書いてある年月日の前三十日から申請出来ます。

なお不明の点がありましたら遠慮なく役場係迄御問合せ下さい。

記

①買収令書

ないときは、登記簿原本または抄本(登記所で準備)、それもないときは被買収農地調査結果通知書(登記所の証明

「検察審査会のお話」

皆様方はこんな話をよく聞かれ
ることはありませんか？

「あの家の子供を車ではねて運
転手裁判にもかからなかつたんで
すってね。それで相手が示談にも
応じてくれないって、本当にあの
運転手は悪くないのじゃないか」
とか「あいつ俺を騙して金をとり
やがったので訴えたけど不起訴だ
から罪はないのだと大きなことを
いいやがるこれじゃあこちらは泣
寝入りだ」ということです。

そんな時にどうしたらいいかわ
からずにそのままになっているこ
とが多いのではないのでしょうか。
それとも検事さんのしたことだか
ら仕方がないと思っておきりめて
いるのでしょうか。然し検事さん
でも人間ですから捜査上のミス
(誤り)や判断の間違いはあるも
のです。また圧力のかかるという
こともあるわけです。では、そん
な時はどうしたらいいのでしょうか。
そんなときに申出るところが
検査会というところです。検察審
査会というのは犯罪がありそれが
不起訴(裁判にかからない)という
処分になったとき、被害者や告
訴人がその処分に納得がいかに
ないということが起れば審査を申立
てもう一度本当に裁判にかけない
でいいのかわるか再審査してもら
うところなのです。言葉でいうよ
りもここで小倉検察審査会で取扱
った実例をあげてみましょう。

これはもう大分以前の話です
が、小倉で起ったものです。

それは或る人(ここではこの人を
Sさんと呼びましょう。Sさんが
會根の困道を自転車に乗って自宅
に帰る途中Rさん(特に名を秘
す)の運転するバイクと衝突して
はねられ、それがもとで三日後に
死んでしまったのです。

勿論これは警察が調べる検察庁
に送られたのですが、検事さん
は、Rさんは左側を安全運転して
いたところSさんが酒に酔ってぶ

らふらしながらRさんの前に自転
車乗り入れたので避けるひまも
なく突き当たったものだからRさん
に過失はないとして、不起訴処分
にしたのです。ところがRさんは
不起訴になり自分に過失がないと
いうことで示談にもあまり応じよ
うとしません。困ったSさんの遺
族は弁護士の上で泣きついたた
ところ検察審査会というのがある
からそこで本当にRさんに過失が
なかったのか、調べてもらいなさ
いというので、Sさんの遺族は

小倉の検察審査会に申立てをし
ました。検察審査会はずきに検察
から記録を取寄せて調べいろいろ
証人を呼んでその証言をきき審
査をしたところその頃道路の左側が
修理中であることを道路工事の監
督者からききRさんが左側を走
っていたという根拠がないとい
うと、スリップ痕からみてかなり
の速度を出していたと思われるこ
とからRさんは安全運転をして
いたと考えられないSさんが酒に
酔ってぶらぶらしていたとい
うが、酒屋の主人の証言から酒一
合程度しか飲んでおらずその程度
では、Sさんは酔ったりはしない
ということ、自転車には乗らず押
して歩いていたのを見た人がある
ということから、Rさんがスピード
を出しすぎ道路を自転車を押し
歩いてくる人を見ていながら速度
を落さず突っ込んだため衝突した
のでRさんの方に過失があると結
論を出し、検察審査会はこの不起
訴処分は正しくないとして検察庁に
告げました。その結果検察庁は
Rさんに過失があるととして、五万
円の罰金を小倉の裁判所に請求
し、それが決りRさんは有罪と決
ったということがあります。

实例でもおわかりのように、検
事さんでもやはり思いちがいが判
断の誤りがあるわけですから納得
のいかない不起訴処分があればど
しどし検察審査会に申立てて検察

の面でも民主的に明朗にしたいも
のです。

それに便利なのは申立に一切
費用がいらないということと検察
審査会事務局に行き口頭でも申立
てられるということです。

では、小倉の検察審査会で一年
ほどの位の件数を扱つかといえは
約二〇件前後ということですよ。
その人達は、何とか泣寝入りをし
ないで納得のいく検察処分を願っ
ているのです。全国で取扱った事件
数は昭和一三年検察審査会充足以

夏の健康を守るため タマゴを食べましょう

毎日暑い日が続くと、ひや水を
ガブガブ飲んだり、サラッとした
口あたりのよいざるそばや氷水が
喜ばれます。でもちょっと待って
下さい……こんなものばかりでは
タンパク質をはじめビタミン、ミ
ネラルなど必要な栄養素が不足し
ます。こんなことのくり返しでは
ますます食欲がなくなつて夏負け
夏やせ、ひいては慢性的消化器欠
陥の原因にもなります。

特に体力の消耗を防ぐという視
点から夏の食事にはタンパク質優
先主義で、量より質の食事をす
ることです。一日タンパク質必要量
の1/4を動物性タンパク質で摂
取するのが望まれます。
ところが卵のタンパク質に含ま
れるアミノ酸の組合せは理想タン
パクに近いのです。価格も別表の
とおり格安です。毎日決つて朝食
に卵を一個づつ食べるのもよいで
すが卵を主菜にして一人二個使つ
たり副菜として少量使うなど、献
立に卵料理を上手に組合せていき
ましょう。

動物蛋白 100g 当価格比較表

種 類	100g 当 価格 円	消化率 % 可 白	蛋 白 量 g 100g に 要 す	同左の価格 円
卵	18	12.7	788	141.84
豚 肉	60	17.6	569	341.40
ア シ	15 + 50 100	20.0	500	150.00
牛 肝	40	20.5	506	200.00
鯨 肉	45 + 75 100	24.4	409	163.60
鶏 肉	60	20.3	500	300.00
牛 乳	10	2.9	345	345.00

今月の税金、掛金

一、昭和四十年水稲共済掛金、賦課金

納期限 8月20日

一、町県民税第二期分

納期限 8月25日

一、国民健康保険税第二期分

納期限 8月31日

期限内に納めましょう。

遠賀郡民体育大会せまる

期 日 8 月 22 日

会 場 芦 屋 町

主 催 遠賀郡体育協会

青年団協議会

一、実施方針

本大会は真に郡民多数の参加を得るよう青年の部一般の部に分け中学生、婦人会などオープン競技も加える

二、実施方法

郡内各町対抗競技とする

三、実施種目

水泳、陸上、バスケット、バレー、庭球、卓球、柔道、剣道、

昭和四十年年度第二回

航空防除について

今年度の異常気象からして病虫害の異常発生は既に御承知のことです。ありますが、イモチ病についても激発が予想されています。特に本町の平坦地帯においては例年葉イモチよりも穂首・枝梗イモチの被害発生状況にかんがみ、今後の発生予察等を考慮して、枝梗イモチ、ゴマハガレ病の変色種を対象に九月十五日より十八日にかけて第二回の航空防除を次のとおり実施することになりましたので協力方お願いします。

1 対象病虫害名 枝梗イモチ及びゴマハガレ病の変色種。

2 実施期日 九月十五日より十八日まで、但し天候等により変更することもあります。

3 使用薬剤 水銀剤(PMI) ○・二% 反当り三kg撒布。

4 使用機種 西日本空輸(ヘリコプター)二機

5 ヘリポートの設置場所 別途指示します。

6 注意事項 本剤は医薬外毒物でありますので、飲食物・食器類はもとより、食料品店等十分注意を願います。

又そ業等の葉書、漁毒等については追って連絡をいたします。なおヘリポート別の防除日程については別途連絡をします。

第八回「道路をまもる月間」 行実施について

8月1日～8月31日まで

毎年国土建設に関する一環として全国一斉に実施されることになりましたので、左記のことを留意され皆様のご協力をお願い致します。

一、目的

この月間は道路の関係機関と道路の利用者が一致協力して道路を広く美しく使用し、道路の構造を保全し、環境を整備することを目的としたもので、皆様は道路の正しいあり方及び使い方、社会的使命を充分に知って頂きたいと思えます。

二、重点事項

道路環境の整備

三、実施要領

(1) 不法占用物件について
道路上の物件について占用許可の対象となるものについては所定の手続きをこらぬものは、すみやかに除去すること。

(2) 道路交通の障害物件について
路上に交通上障害となるような状態で自動車、自転車、その他の物件を放置し、又は商品棚、日除け等のみ出し、或は道路を物置き、又は作業場のように使用する等のこと

四、主催

福岡県、建設省、市町村、日本道路会
福岡県警察本部
福岡県交通安全協会

秦シズエさん遠賀郡代表として全国戦没者追悼式に参加

8月15日、東京都の日本武道館において、政府主催による戦終20周年記念全国戦没者追悼式が、天皇、皇后両陛下の御臨席を仰いで挙行されましたが、遠賀郡遺族代表として鬼津の秦シズエさん(故秦延重氏妻)が推せんされ、去る13日福岡県下の遺族代表団一行に加って上京、盛大なる追悼式に参列し、又英霊が安らかに眠る靖国神社にも参拝し、亡き御主人の御

霊と涙の対面をされました。

歳時記

8月(葉月) 花暦(ゆり)
23日 処暑
27日 旧八朔
9月(長月) 花暦(ふよう)
1日 二百十日、防災の日
学校二期始まる。
ガン征圧月間始まる。
8日 白露
10日 仲秋の名月
11日 二百二十日
15日 としよりの日